

佐世保市農業委員会委員 募集要項(再募集)

佐世保市農業委員会委員の欠員に伴い新たな委員を補充するため、令和6年9月2日(月)から令和6年9月26日(木)まで募集を行った結果、推薦を受ける者及び応募者がいなかったため、推薦及び一般応募の方法により、農業委員会委員を募集します。

1 募集人数

1名

2 任期

令和7年3月議会同意後、任命日から令和8年7月19日まで(前任者の残任期間)

3 身分

佐世保市の特別職の非常勤職員

4 報酬

「佐世保市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第22号)」の規定に基づき支給します。

月額 43,500円

注)上記の金額は一般の委員の報酬月額です。また、農地利用最適化推進業務に従事した場合、別途加算される場合があります。

5 職務内容

- (1) 農業委員会総会への出席、審議等業務
- (2) 農地の権利移動や転用等に係る現地調査業務
- (3) 農地等の利用の最適化(担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等)に係る現地調査及び利用関係者への調整と推進業務
- (4) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成・変更
- (5) その他、農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加等

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

- (1) 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者
- (2) 次のいずれにも該当しない者
 - ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③「佐世保市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)」に規定された暴力団員、及びこれらと密接な関係を有する者

7 推薦及び応募の方法

規定の様式に必要な事項を記入のうえ、郵送または持参により、ご提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんので、ご了承ください。

(1) 推薦及び応募様式

個人が推薦する場合（推薦者は3名以上）	【様式第1号】
団体等が推薦する場合	【様式第2号】
応募する場合	【様式第3号】

(2) 提出先

佐世保市農林水産部農政課

(住所) 〒857-8585 佐世保市八幡町 1-10

(電話番号) 0956-25-9246 (直通) (FAX) 0956-25-1710

(3) 受付期間

令和6年11月1日(金)から令和6年12月2日(月)まで【期限内必着】

※持参される場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

8 選任方法及び結果の通知

提出された書類をもとに、佐世保市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候補者評価委員会が推薦を受ける者及び応募者の評価を行い、市長へ結果を報告します。(必要に応じて面接を行うことがあります。)

市長は、評価委員会の結果を参考に農業委員候補者を決定し、市議会の同意を得たうえで、農業委員を任命します。

選任の結果は、農業委員決定後に推薦を受ける者及び応募者の全員に文書で通知します。

9 応募状況の公表

募集期間の中間および終了後に、佐世保市ホームページ等で以下の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者(個人の場合)の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者(法人又は団体の場合)の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦をする者が、推薦を受ける者を佐世保市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募する者が、佐世保市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (6) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (7) 応募した者の数及びそのうちの認定農業者等の数

10 問い合わせ先

〒857-8585 佐世保市八幡町 1-10

佐世保市農林水産部農政課

電話 0956-25-9246 (直通) FAX 0956-25-1710